

政務活動費の導入について

1 検討経過

- (1) 令和3年 7月2日 議長諮問事項に対する議会運営委員会の答申
- (2) 令和4年 9月5日 議長諮問事項に対する議会運営委員会の答申
- ※ 「イ」では「令和6年度末をめどに導入の結論を出すことを目標」と明記
- ※ 令和6年度活性化計画において「多様な議員のなり手実現に向けて検証」に明記
- (3) 令和6年10月17日 第16回議会運営委員会
- (4) 令和6年10月30日 第12回全員協議会
- (5) 令和6年11月22日 第19回議会運営委員会
- (6) 令和6年12月 4日 第20回議会運営委員会
- (7) 令和6年12月 9日 議員研修
- (8) 令和6年12月18日 議員間討議
- (9) 令和6年12月20日 第22回議会運営委員会
- (10) 令和6年12月20日 第15回全員協議会
- (11) 令和6年 1月24日 第23回議会運営委員会
- (12) 令和7年 3月 5日 第26回議会運営委員会
- (13) 令和7年 3月14日 第19回全員協議会
- (14) 令和7年 3月17日 第27回議会運営委員会
- (15) 令和7年 3月24日 第20回全員協議会
- (16) 令和7年 4月 3日 第29回議会運営委員会

2 検討スケジュール<第15回全員協議会決定(令和6年12月20日)>

- (1) 議員研修会で出された課題を踏まえた議運案整理(～令和7年2月)
(使途費目、使途基準、交付方法、交付金額、情報公開手法、使途審査機能、内規等)
- (2) 議員間討議による課題検討・協議、原案確定(～4月)
- (3) 議会サポーターとの協議(～7月)
- (4) 議会改革諮問会議への諮問(～9月)
- (5) 議会提案～議決(～12月)

3 導入に向けた論点<議員研修(R6.12.9開催)で出された整理すべき課題>

- (1) 政務活動費の意義を議会全体で確認する(制度目的の共有)
- (2) 交付条例案と交付基準を作成する(使途の明確化)
- (3) 議会報告会等で政務活動費の意義や活用を住民に説明する(使途の透明性)
- (4) 政務活動費に係る事務のマニュアル化を進める(適正明快な一連の手続)

4 「3」の課題を踏まえた議会運営委員会の案に係る基本的な考え方

(1) 政務活動費の意義（導入の目的・根拠）

「地方分権改革時代に議会力を向上させる制度」及び「行政（首長）に対する監視・政策提言力を高めるための制度」として導入する。

また、現職議員のみならず、将来にわたって芽室町議会議員として活躍する人財にとって、よりいっそうの多様な活動を促進するための制度として導入する。

(2) 交付基準（参考：資料5－2）

交付基準の基本的な考え方は、本町議会独自に白紙から制度設計をするものではなく、すでに当該制度を導入している近隣自治体議会の実態、実績を参酌する。

なお、使途費目については、「(1) 政務活動費の意義」を前提に、本町議会での活動において、想定される費目は最大限制度化する。

また、住民に対して説明責任を果たせる視点（透明性・公正性）及び本町議会議員が積極的かつ柔軟に活用できる視点を加えた制度設計とする。

(3) 使途の透明性の確保に係る手法（参考：資料5－2）

当初検討した審査機関（「議会改革諮問会議」及び「第三者委員会」）をあらかじめ設置する手法ではなく、他の自治体議会の実例を参酌し、関係資料等をホームページにより情報公開する手法とする。

(4) 政務活動費の事務手続きのマニュアル化（参考：資料5－2）」

交付基準の「7：内規等」に、「支出基準（ガイドライン）」及び「運用マニュアル」を規定する。